

相続税が心配になったら ～課税の有無の確認方法～

令和 8 年 5 月 作成



相続税と聞いてどのようなイメージを持つでしょうか？ お金持ちが払う税金、自分には関係ない、相続税はものすごく高い… などなど、様々な人がいると思います。どうしても税理士をしていると「相続税を安くする方法はないですか」という質問を受けることがあります。しかし、**まず考えるべきは、「自分たちは相続税の納税が必要なのだろうか」という点を最初に確認する必要がある**という事です。

現在、相続税を相続人が納めるケースは被相続人の約 10%程度とされています。ですが、「なんだ、そんなに少ないなら自分たちには関係ないな」と確認せずに思い込んでしまうのも危険です。まず相続税には基礎控除があり、その基礎控除を超える遺産を、亡くなった方が有していなければ相続税の心配はいりません。具体的な基礎控除の額は、

$$\text{相続税の基礎控除額} = 3,000 \text{ 万円} + 600 \text{ 万円} \times \text{法定相続人の数}^{*1}$$

です。まず、相続する（見込みの）遺産総額が上記基礎控除以下の金額であれば、**相続税の心配をする必要はありません**。注意点としては不動産の価額をどう評価するかです。固定資産税の評価額より相続税の課税価格のほうが高く評価されることが多いため、**固定資産税の評価額で計算すると、判断を誤ってしまう**ことがあります。ざっくり固定資産税評価額の 1.2 倍程度で評価しましょう。未上場株も同様の問題がありますが、未上場株の評価は土地の評価以上に複雑ですから、安易に判断せず、専門家に相談することをお勧めします。

また、最初に判定する場合には**債務（いわゆる借金）については考慮しないで判定**してください。その理由は、債務は相続税の計算上、控除することができますが、**遺産分割の方法によっては全額控除できない可能性がある**からです。よく聞く「配偶者の税額軽減」や「小規模宅地の特例」についても同様で、遺産分割の結果、適用できないこともありますし、これらの特例を適用するためには相続税の申告が必要です。相続税の申告をすれば、結果として相続税が課税されなくても、申告をしなかった場合、税務署から調査を受けると、適切に申告していれば課税されなかった税金の負担が生じる可能性があります。

上記の理由から、**相続税が課税されるか否かの最初の判定は債務や特例を考慮せず、少し高めに評価した財産の合計額^{*2}で行うのが安全**です。このやり方で基礎控除の範囲内であれば、それ以上、**相続税の心配をする必要はない**と言えます。ただし、気を付けなければならないのは、この方法で判断できるのは、**【あくまで今のところ】**という事です。ここ数年の不動産価格の上昇により、数年後には土地の価格が予想以上に高騰するかもしれません。また、相続税法や不動産の評価方法などの改正により計算の根拠が変わってしまうこともあります。そのため、**一度確認したから大丈夫**と思いこまずに**毎年～数年に一度は見直しをすることが必要**になります。

※1 通常は民法上の相続人と同一ですが、養子が複数いる場合・相続の放棄があった場合などは相続税特有の調整がされることがあります。（コラム No. 60 参照）

※2 名義預金（コラム No. 47 参照）等、本人名義ではない資産も相続税の課税対象とされる場合があるため、懸念がある場合には専門家に相談することをお勧めします。

我家は相続税がかかるのかな…？

